



育児 支援

HAND BOOK

男女共同参画推進室 TEL093-884-3212 人事課 職員共済係 TEL093-884-3010

*本ハンドブックは、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境イニシアティブ（特色型）」（平成29-令和4年度）の補助を受けて作成しております。

R2年度
修正



国立大学法人 九州工業大学

男女共同参画推進室

CONTENTS もくじ

はじめに	P. 1
1 教職員が本学で利用できる制度等について	P. 3
2 裁量労働制の職員の場合	P. 5
01 裁量労働制の職員が利用できる休業・休暇等の制度	P. 7
02 そのほかの支援制度	P. 8
3 研究者支援情報	P. 9
* 育児休業中の給与は?	P.10
4 時間労働制（フルタイム・パートタイム）の職員の場合	P.11
01 時間労働制の職員が利用できる休業・休暇等の制度	P.13
02 そのほかの支援制度	P.15
* 育児休業中の給与は?	P.16
5 子育てリンク集	P.17
6 小児救急医療電話相談・救急車を呼ぶとき	P.18



1 | 教職員が本学で利用できる制度等について

妊娠・出産・育児などのライフイベント中に利用できるさまざまな制度があります。
詳細は、人事課職員共済係もしくは男女共同参画推進室までお問い合わせください。

- **妊産婦職員の勤務制限（時間外・休日・深夜）**
妊産婦（妊娠中から産後1年以内）である職員は、時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の免除を請求することができます。
- **妊産婦職員の保健指導又は健康診査**
妊産婦である職員が、母子健康法による保健指導又は健康診査を受ける場合に、勤務が免除されます。（職務専念義務免除の承認手続きが必要です。）
- **妊産婦職員の業務転換**
妊産婦である職員は、現在就いている業務から他の軽易な業務への転換を請求することができます。
- **妊娠中の職員の通勤緩和、休息及び補食**
妊娠中の職員が、母体又は胎児の健康維持に支障があると認められるときは、通勤緩和、休息及び補食のために必要な時間、勤務が免除されます。（職務専念義務免除の承認手続きが必要です。）
※通勤緩和の場合は、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内
- **産前・産後休暇**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P13参照）
出産のための休業（休暇）のことです。産前休暇は、本人の請求により出産予定日前の6週間以内の期間に与えられるのに対し、産後休暇は、本人の請求の有無に関係なく出産日翌日から8週間を経過する日まで与えられます。（ただし、産後6週間を経過した職員が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就かせるときは、この限りではありません。）
- **男性職員の育児参加特別休暇**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P13参照）
配偶者の出産に伴い、出産予定日の6週間（多胎妊娠は14週間）前の日から出産の翌日の後8週間までの期間において、当該出産に係る子又は未就学児を養育する職員が、これらの子を養育するために5日の範囲内で取得できる休暇です。
- **妻の出産に伴う付添等特別休暇**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P13参照）
男性職員が配偶者の出産に伴う入院の付添い等を行う場合に2日の範囲内で取得できる休暇です。
- **育児休業**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P13参照）
3歳に達するまでの子を養育するために取得できる休業のことです。育児休業中は、大学から給与は支給されませんが、一定の要件を満たしている場合、雇用保険から育児休業給付金（もしくは、共済組合から育児休業手当金）の支給が受けられます。
- **育児部分休業**（時間労働制の職員→P13参照）
中学校の始期に達するまでの子を養育するために取得できる部分休業のことです。1日を通じて2時間を超えない範囲内で、必要とされる時間の休業ができます。
- **育児短時間勤務**（時間労働制の職員→P14参照）
中学校の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務を申請することができます。
- **育児のための早出遅出勤務**（時間労働制の職員→P14参照）
中学校の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間を変えることなく、1時間を単位として2時間までの範囲内で、始業及び終業の時刻の変更を申請することができます。

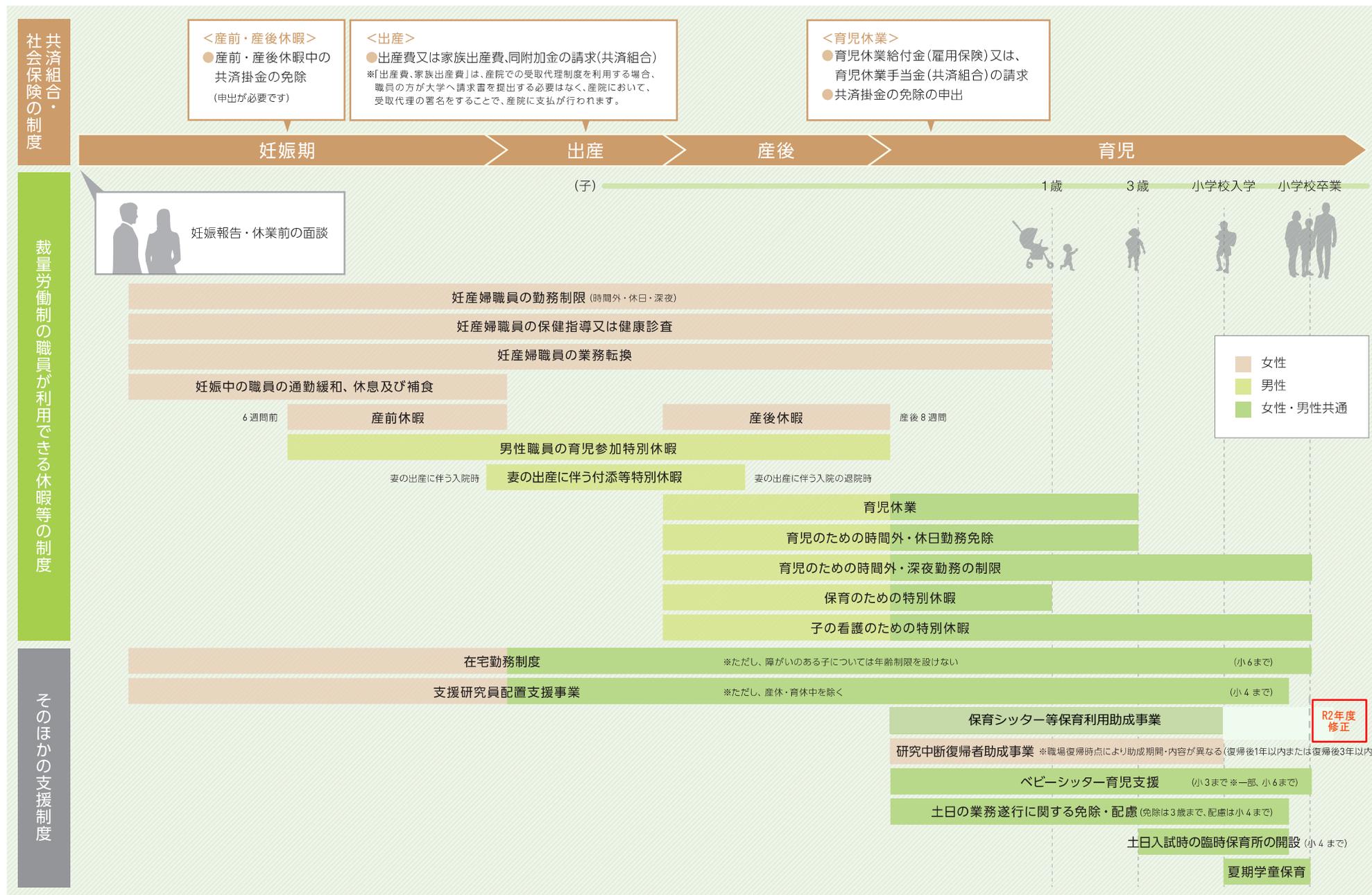
- **保育のための特別休暇**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P14参照）
生後1年に達しない子の保育のために、必要と認められる授乳等を行うために取得できる休暇です。
- **育児のための時間外・休日勤務の免除**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P14参照）
3歳に満たない子の養育のために、時間外勤務及び休日勤務をしないことの請求ができます。
- **育児のための時間外・深夜勤務の制限**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P14参照）
中学校の始期に達するまでの子を養育するために、業務の正常な運営を妨げる場合を除いて、1か月につき24時間、1年につき150時間を超える時間外労働や深夜勤務をしないことの請求ができます。
- **子の看護のための特別休暇**（裁量労働制の職員→P7参照、時間労働制の職員→P14参照）
中学校の始期に達するまでの子の看護を行う場合や、子に予防接種や健康診断を受けさせるために取得できる休暇です。子の人数にかかわらず、1暦年において10日の範囲内の期間で取得できます。
- **在宅勤務制度**（裁量労働制の職員→P8参照）
妊娠中の女性研究者、小学校6年生までの子および障がいのある子を養育している男性・女性研究者を対象に、在宅勤務制度を設けています。授業、会議等のない、希望する曜日において在宅勤務をすることができます。期間は、1年以上1年を超えない範囲内で在宅勤務者ごとに定められますが、条件に合致していれば更新可能です。
- **ベビーシッター育児支援**（裁量労働制の職員→P8参照、時間労働制の職員→P15参照）
内閣府の「ベビーシッター利用者支援事業」の活用により、ベビーシッター事業者で使える割引券（2,200円/日）を交付します。
- **土日の業務遂行に関する免除・配慮**（裁量労働制の職員→P8参照、時間労働制の職員→P15参照）
毎年、土日の業務遂行に関する実態調査を行い、小学4年生までの子の養育、家族の介護または障がいを持つ子の看護・介護が理由で土日の出勤が困難な方には、業務免除、事務遂行への配慮を行っています。
- **土日入試時の臨時保育所の開設**（裁量労働制の職員→P8参照、時間労働制の職員→P15参照）
3歳以上～小学4年生までの子を養育する職員に対して、希望があれば、臨時保育所を開設しています。
- **夏期学童保育**（裁量労働制の職員→P8参照、時間労働制の職員→P15参照）
職員の子（小学生）に対して、学童保育を夏休み期間中に実施しています。
- **支援研究員配置支援制度**（研究者支援情報→P9参照）
ライフイベント中の教育職員への両立支援を目的に、支援研究員の雇用を助成しています。妊娠中または小学校4年生までの子を養育している者（産休・育休中を除く）が対象です。
- **保育シッター等保育利用助成事業**（研究者支援情報→P9参照）
女性研究者等の両立支援を目的として、保育シッター等の保育利用料を助成しています。未就学児を養育している女性研究者または男性研究者（配偶者が研究者の場合に限る）が対象で、病児・病後児の保育利用料を助成しています。
- **研究中断復帰者助成事業**（研究者支援情報→P9参照）
妊娠・出産・育児のライフイベントにより研究中断していた女性研究者の復帰支援を目的として、国内外で開催される学会参加時の未就学児の託児サービス料の保育費用を助成しています。

R2年度
修正

R2年度
修正

R2年度
修正

2 | 裁量労働制の職員の場合 ※全職員共通の制度を含む | 妊娠・出産・育児 をむかえたら



01 裁量労働制の職員が利用できる休業・休暇等の制度

産前・産後 休暇(有給)	対象	女性職員
	期間	《産前》6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である職員が申し出た場合 ▶ 出産の日までの申し出た期間 《産後》職員が出産した場合 ▶ 出産の翌日から8週間を経過するまでの期間 <small>※ただし、産後6週間を経過した職員が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就かせるときは、この限りではありません。</small>
	手続き	特別休暇の請求
	その他	●産前産後休暇中は、申出により共済掛金を免除 ●出産費、家族出産費は、1児につき42万円 ●産科医療保障制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、40.4万円 <small>※「出産費、家族出産費、出産育児一時金」は、産院での受取代理制度を利用する場合、職員の方が大学へ請求書を提出する必要はなく、産院において、受取代理の署名をすることで、産院に支払が行われます。</small>
男性職員の 育児参加特別 休暇(有給)	対象	出産する配偶者がいる男性職員
	期間	当該期間内における5日の範囲内の期間 <small>(配偶者の出産に伴い、出産予定日の6週間(多胎妊娠は14週間)前から出産の翌日の後8週間までの期間において、当該出産に係る子又は未就学児を養育する職員が、これらの子を養育するため)</small>
	手続き	特別休暇の請求
妻の出産に伴う 付添等特別休暇 (有給)	対象	出産する配偶者がいる男性職員
	期間	2日の範囲内の期間
	手続き	特別休暇の請求
育児休業(無給) <small>※一定の要件を満たした場合、育児休業給付等の支給があります。 (P10参照)</small>	対象	3歳に満たない子を養育する職員(※一定の要件を満たした場合に取得できます)
	期間	子が3歳に達するまで <small>(期間を定めて雇用される職員については、引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ育児休業取得後に引き続き一定の雇用が見込まれる者等)</small>
	手続き	育児休業承認請求書を提出
育児のための 時間外・休日勤務 の免除	対象	3歳に満たない子の養育をする職員
	手続き	育児のための時間外・休日勤務の免除の申出
育児のための 時間外・深夜勤務 の制限	対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員
	制限	1か月につき24時間、1年について150時間を超えてはならない
	手続き	育児のための時間外・深夜勤務の制限の申出
保育のための 特別休暇 (有給)	対象	生後1年に達しない子を養育する職員
	期間	生後1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 ▶ 1日2回それぞれ30分以内の期間(※男性職員は一定の要件有)
	手続き	特別休暇の請求
子の看護のための 特別休暇(有給)	対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員
	期間	子の人数にかかわらず1暦年において10日の範囲内の期間
	手続き	特別休暇の請求

※休業等の制度の対象者や要件の詳細等については、人事課職員共済係までお問い合わせください。

02 そのほかの支援制度

在宅勤務 制度	対象	妊娠中の女性教育職員、小学校6年生までの子を養育する教育職員、障がいのある子を育てる教育職員
	期間	4月1日から翌3月31日の範囲内の、1月以上1年を超えない期間
	提出書類	在宅勤務実施・更新・変更申請書
		産後しばらくは研究に集中することを諦めていましたが、在宅勤務利用によって柔軟に働くことができ、1歳児を育てながらも調査、分析、論文執筆の時間をしっかり確保できています。 (T准教授)
ベビー シッター 育児支援	対象	小学校3年生までの子(障害者手帳などの交付を受けている場合は小学校6年生まで)を養育する、共済組合員または厚生年金保険被保険者
	期間	ご案内日から当該年度末
	提出書類	ベビーシッター育児支援・利用申込書
	支援内容	指定のシッター業者による保育・送迎が利用可能。対象児童1人につき2,200円/日(回)の割引券を交付 <small>※男女共同参画推進室へ事前の申し込みが必要です。(初回は1週間前まで、2回目以降は3日前まで)</small>
土日の 業務遂行に 関する 免除・配慮		正規教職員に対して、毎年、土日の業務遂行可能性に関する実態調査を行い、小学4年生までの子の養育、家族の介護または障がいを持つ子の看護・介護を理由として、土日の出勤が困難な方には、業務の免除、部長長への配慮の要請を行っています。 ※こちらの制度の詳細については、男女共同参画推進室までお問い合わせください。
土日 入試時の 臨時保育所 の開設	対象	3歳以上～小学4年生までの子を養育する正規教職員
	支援内容	土日の入試実施時に、学内(戸畑キャンパス)に臨時の保育所を設置
	手続き	該当者に利用案内を送付
夏期 学童保育	対象	全教職員
	期間	小学校1～6年生の夏休み中(キャンパスによって異なる)
	手続き	グループウェアに随時掲載

※その他の支援事業の詳細については、男女共同参画推進室までお問い合わせください。
本学HP(男女共同参画推進室ページ)にも記載していますので、そちらもぜひご覧ください。

R2年度
修正

3 | 研究者支援情報

学内の研究者支援制度

※研究者とは、本学の常勤の教育職員、特任教員、研究員で職務内容に研究業務を含む方が対象です。

支援研究員
配置支援
事業

R2年度
修正

助成対象者 教育職員で、以下に該当する者
①妊娠中または小学校4年生までの子を育児している者
②同居で重度の障がいのある子を育児している者
③同居で家族・親族の介護・看護をしている者

支援内容 ライフイベント中の教育職員への両立支援を目的に、支援研究員を配置することに対して人件費の女性を行います。支援対象者1人につき1名の支援研究員を配置し、支援研究員は支援対象者の支持に従い、データ解析や実験補助、資料作成等の研究補助業務を行うものです。



子どもを産む前は、小さな子の育児をしながらの論文執筆は難しいだろうと思っていましたが、支援研究員配置の支援と在宅勤務制度のお蔭で、執筆することができました！
(S 准教授)

保育
シッター等
保育利用
助成事業

R2年度
修正

助成対象者 女性研究者、または男性研究者(配偶者である女性が大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者、または日本学術振興会特別研究員である場合に限る)で、以下に該当する者
①未就学児を育児している者

支援内容 以下の場合に、保育シッター等の保育利用料を助成します。
①病児・病後児等のため、保育所・園等への登園ができない(7~20時)

※通常保育、産休・育休・休職中の職員、在宅勤務が適用されている職員の在宅勤務日は対象外。
また、臨時保育所開設中の休日入試業務については対象外。

研究中断
復帰者
助成事業

R2年度
修正

助成対象者 未就学児を育児している女性研究者で、研究者番号を持っており、以下に該当する者
①国内外で開催される学会に、情報収集のために参加(職場復帰後1年以内)
②国内外で開催される学会で、主たる研究者として口頭またはポスター発表を行う(職場復帰後3年以内)

支援内容 妊娠・出産・育児のライフイベントにより研究中断していた女性研究者の復帰支援を目的として、国内外で開催される学会参加時の未就学時の託児サービス料の保育費用を助成するものです。

※学内の研究者支援制度の詳細については、男女共同参画推進室までお問い合わせください。
本学HP(男女共同参画推進室ページ)にも記載していますので、そちらもぜひご覧ください。

学外の実研究者支援情報

※研究者とは、本学の常勤の教育職員、特任教員、研究員で職務内容に研究業務を含む方が対象です。

日本学術振興会
特別研究員
- RPD

一出産・育児による研究中断者
への復帰支援フェローシップ

独立行政法人日本学術振興会は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資するため特別研究員制度を実施しています。この特別研究員制度の一環として、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰する環境を整備するため、研究奨励金を一定期間支給し、研究活動再開を支援する「特別研究員-RPD」事業が平成18年度に創設されました。

※詳細については、日本学術振興会のHPでご確認ください。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd/rpd_sin.html

日本学術振興会 RPD



科学研究費助成事業
(科学研究費補助金)
(研究活動スタート支援)

「研究活動スタート支援」は、我が国の研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰した研究者等が行う研究をサポートするものであり、これらの研究者の当座のスタート支援に資することが期待されます。

※詳細については、日本学術振興会のHPでご確認ください。
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/index.html#koubo

科研費 研究活動スタート支援

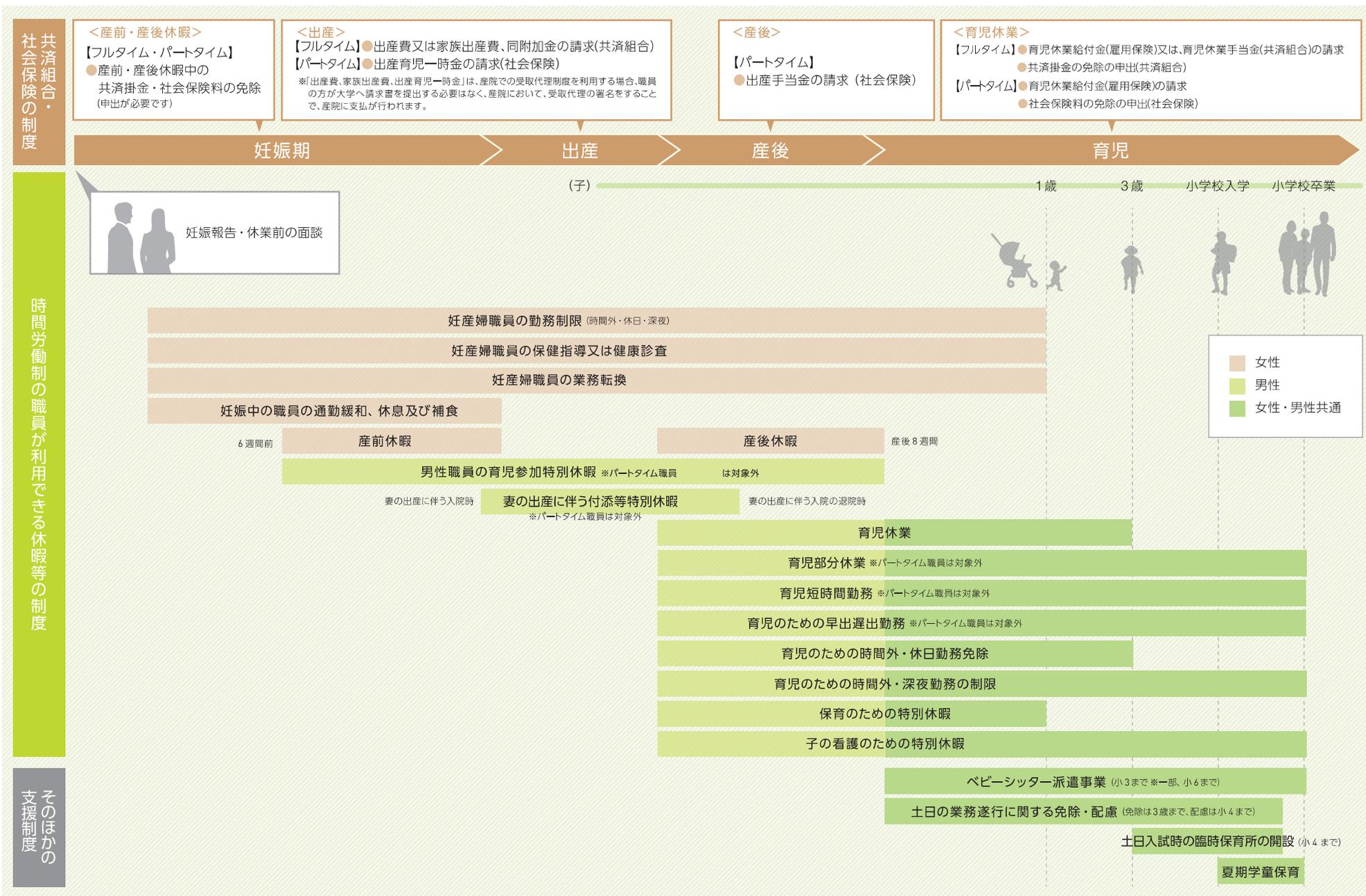


育児休業中の給与は？(裁量労働制の職員の場合)

※時間労働制の研究者の方は、P16をご覧ください。

- 育児休業中は、大学からの給与は支給されませんが、一定の要件を満たしている場合(雇用保険に加入し、育休前の2年間に、1か月に11日以上働いた月が12か月以上ある等)、育児休業給付金等が支給されます。
*私学から本学へ着任して1年以内の方などは、要件について、必ずお問い合わせください。
- 育児休業給付金等が支給される場合、育児休業期間が180日までの期間については賃金月額約67%、それ以降、子が1歳に達する日の前日までは約50%が支給されます。
- 育児休業中は、申出により共済掛金が免除されます。
※上記の雇用保険法の規定による育児休業給付金が支給されない場合には、共済組合から育児休業手当金が支給されることがあります。

※支給・給付要件の詳細については、人事課職員共済係までお問い合わせください。



01 時間労働制の職員が利用できる休業・休暇等の制度

産前・産後 休暇

対象	女性職員
期間	《産前》6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である職員が申し出た場合 ▶ 出産の日までの申し出た期間 《産後》職員が出産した場合 ▶ 出産の翌日から8週間を経過するまでの期間 ※ただし、産後6週間を経過した職員が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就かせるときは、この限りではありません。
手続き	フルタイム職員…特別休暇の請求 パートタイム職員…年次有給休暇以外の休暇の請求
給与	フルタイム職員…有給 パートタイム職員…無給 (ただし、一定の要件を満たした場合、出産手当金の支給があります。P16参照)
その他	●産前産後休暇中は、申出により共済掛金又は社会保険料を免除 ●出産費、家族出産費、出産育児一時金は、1児につき42万円 (産科医療保障制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、40.4万円) ※「出産費、家族出産費、出産育児一時金」は、産院での受取代理制度を利用する場合、職員の方が大学へ請求書を提出する必要はなく、産院において、受取代理の署名をすることで、産院に支払が行われます。

男性職員の 育児参加 特別休暇

対象	出産する配偶者がいる男性職員(※パートタイム職員は対象外)
期間	当該期間内における5日の範囲内の期間 (配偶者の出産に伴い、出産予定日の6週間(多胎妊娠は14週間)前から出産の翌日の後8週間までの期間において、当該出産に係る子又は未就学児を養育する職員が、これらの子を養育するため)
手続き	特別休暇の請求
給与	有給

妻の出産に 伴う付添等 特別休暇

対象	出産する配偶者がいる男性職員(※パートタイム職員は対象外)
期間	2日の範囲内の期間
手続き	特別休暇の請求
給与	有給

育児休業

対象	3歳に満たない子を養育する職員(※一定の要件を満たした場合に取得できます)
期間	子が3歳に達するまで (期間を定めて雇用される職員については、引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ育児休業取得後引き続き一定の雇用が見込まれる者等)
手続き	育児休業承認請求書を提出
給与	無給(ただし、一定の要件を満たした場合、育児休業給付等の支給があります。P16参照)

育児部分 休業

対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員
期間	子が12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(※パートタイム職員は対象外)
手続き	育児部分休業承認申請書を提出
給与	勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額

育児 短時間勤務

対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員(※パートタイム職員は対象外)
期間	子が12歳に達する日以後の最初の3月31日まで
勤務形態	(1)~(5)のいずれか (1) 休日以外の日において1日につき4時間勤務とする (2) 休日以外の日において1日につき5時間勤務とする (3) 休日以外の日において1日につき6時間勤務とする (4) 休日以外の月曜日から金曜日までのうち2日を勤務しない日とし、当該勤務しない日以外の日において1日につき7時間45分勤務とする (5) 休日以外の月曜日から金曜日までのうち2日を勤務しない日とし、当該勤務しない日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき4時間勤務とする

育児のための 早出遅出 勤務

対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員(※パートタイム職員は対象外)
期間	子が12歳に達する日以後の最初の3月31日まで
変更単位	1時間を単位として2時間まで、始業及び終業の時刻を変更可 (午前6時30分から午後7時30分までの間)
手続き	早出遅出勤務請求書を提出
給与	減額なし

育児のための 時間外・休日勤務 の免除

対象	3歳に満たない子の養育をする職員
手続き	育児のための時間外・休日勤務の免除の申出

育児のための 時間外・深夜勤務 の制限

対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員(※パートタイム職員は対象外)
制限	1か月につき24時間、1年につき150時間を超えてはならない
手続き	育児のための時間外・深夜勤務の制限の申出

保育のための 特別休暇

対象	生後1年に達しない子を養育する職員
期間	生後1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 ▶1日2回それぞれ30分以内の期間(※男性職員は一定の要件有)
手続き	フルタイム職員…特別休暇の請求 パートタイム職員…年次有給休暇以外の休暇の請求
給与	フルタイム職員…有給 パートタイム職員…無給

子の看護の ための特別 休暇

対象	中学校の始期に達するまでの子を養育する職員(※パートタイム職員は対象外)
期間	子の人数にかかわらず1暦年において10日の範囲内の期間
手続き	特別休暇の請求

※休業等の制度の対象者や要件の詳細等については、人事課職員共済係までお問い合わせください。

02 そのほかの支援制度

ベビー シッター 育児支援

対象	小学校3年生までの子(障害者手帳などの交付を受けている場合は小学校6年生まで)を養育する、共済組合員または厚生年金保険被保険者
期間	ご案内日から当該年度末
提出書類	ベビーシッター育児支援 利用申込書
支援内容	指定のシッター業者による保育・送迎が利用可能。対象児童1人につき2,200円/日(回)の割引券を交付 <small>※男女共同参画推進室へ事前の申し込みが必要。初回は1週間前まで、2回目以降は3日前まで</small>

R2年度
修正

土日の 業務遂行に 関する 免除・配慮

正規教職員に対して、毎年、土日の業務遂行可能性に関する実態調査を行い、小学4年生までの子の養育、家族の介護または障がいを持つ子の看護・介護を理由として、土日の出勤が困難な方には、業務の免除、部長長への配慮の要請を行っています。
※こちらの制度の詳細については、男女共同参画推進室までお問い合わせください。

土日 入試時の 臨時保育所 の開設

対象	3歳以上～小学4年生までの子を養育する有期以外のフルタイム職員
支援内容	土日の入試実施時に、学内(戸畑キャンパス)に臨時の保育所を設置
手続き	該当者に利用案内を送付

夏期 学童保育

対象	全教職員
期間	小学校1～6年生の夏休み中(キャンパスによって異なる)
手続き	グループウェアに随時掲載



※その他の支援事業の詳細については、男女共同参画推進室までお問い合わせください。
本学HP(男女共同参画推進室ページ)にも記載していますが、そちらもぜひご覧ください。

育児休業中の給与は？(時間労働制の職員の場合)

フルタイム職員の場合

- 育児休業中は、給与は支給されませんが、一定の要件を満たした場合(雇用保険に加入し、育休前の2年間に、1か月に11日以上働いた月が12か月以上ある等)、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。
 - 雇用保険から育児休業給付金が支給される場合、育児休業期間が180日までの期間については賃金月額額の約67%、それ以降、子が1歳に達する日の前日までは約50%支給されます。
 - 育児休業中は、申出により共済掛金が免除されます。
- ※上記の雇用保険法の規定による育児休業給付金が支給されない場合には、共済組合から育児休業手当金が支給されることがあります。

パートタイム職員の場合

- 育児休業中は、給与は支給されませんが、一定の要件を満たした場合(雇用保険に加入し、育休前の2年間に、1か月に11日以上働いた月が12か月以上ある等)、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。
- 雇用保険から育児休業給付金が支給される場合、育児休業期間が180日までの期間については賃金月額額の約67%、それ以降、子が1歳に達する日の前日までは約50%が支給されます。
- 育児休業中は、申出により社会保険料が免除されます。

パートタイム職員が出産のために仕事を休んで 給与が支払われないときには、 一定の要件を満たした場合、出産手当金の支給が受けられます。

出産手当金は、被保険者が妊娠4か月以上で出産のため仕事を休み、給与が受けられないとき、1日につき標準報酬日額の3分の2を受けることができる制度です。社会保険加入のパートタイム職員が対象となります。

※詳細については、人事課職員共済係までお問い合わせください。

申請方法

- 「出産手当金支給申請書」を記入
 - 出産手当金支給申請書の医師・助産師記入欄に証明を受ける
 - 「証明書交付願」を添付し、記入済の出産手当金支給申請書を人事課職員共済係まで提出
 - 事業主証明完了後、被保険者が全国健康保険協会福岡支部へ申請
- ※なお、退職などで被保険者の資格を喪失した後も、支給要件を満たせば、引き続き受給できる場合があります。

※支給・給付要件の詳細等については、人事課職員共済係までお問い合わせください。

北九州市 HP

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0152.html

北九州市 子育て



飯塚市 HP

<http://www.city.iizuka.lg.jp/kenko/kosodate/index.html>

飯塚市 子育て



福岡県にこにこ家庭づくりポータルサイト 子育て応援広場

<http://kazoku.pref.fukuoka.lg.jp/child>

福岡県 子育て



公益社団法人 日本小児科学会 こどもの救急

<http://kodomo-qq.jp/>

子ども 救急



公益社団法人 全国保育サービス協会

<http://www.acsa.jp/index.htm>

保育 ベビーシッター



厚生労働省 両立支援のひろば

<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

子育て 仕事 両立



厚生労働省 イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

子育て イクメン



厚生労働省 日本総イクボス宣言プロジェクト!!(ひろがれイクボスの輪)

<https://www.mhlw.go.jp/ikubosu/>

子育て イクボス



保護者の方が、休日・夜間の子どもの症状にどのように対処したらよいか、病院を受診したほうがよいのかなど、判断に迷った時に、電話で相談ができます。

電話番号

#8000



R2年度追加

短縮ダイヤルでつながらないときは

【北九州】TEL 093-662-6700 ■ 小児救急センター(北九州市立八幡病院)

【筑豊】TEL 0948-23-8270 ■ 飯塚病院

【福岡】TEL 092-661-0771 ■ 福岡市立こども病院

【筑後】TEL 0942-37-6116 ■ 聖マリア病院

相談時間

平日 19:00～翌朝 7:00

土曜日 12:00～翌朝 7:00

日祝日 7:00～翌朝 7:00

福岡県小児救急医療ガイドブック 必携!子ども救急

<https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/images/kodomoguidebook6.pdf>

救急車を呼ぶとき

緊急性が高い場合は、
すぐに

119
番

に連絡しましょう



総務省消防庁 救急車利用マニュアル A guide for ambulance services

(日本語版、英語版、中国語版、韓国語版があります。)

http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyusya_manual/index.html

総務省消防庁 全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html